

福岡県公報

平成20年7月16日
第2849号
増刊 ①

目次

公 告

大濠公園能楽堂の指定管理者の募集	(県民文化スポーツ課)	1
福岡県身体障害者授産指導所の指定管理者の募集	(障害者福祉課)	3
福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者の募集	(自然環境課)	4
福岡県立四王寺県民の森の指定管理者の募集	(林業振興課)	5
福岡県立夜須高原記念の森の指定管理者の募集	(林業振興課)	7
福岡県緑化センターの指定管理者の募集	(林業振興課)	8
福岡県営都市公園の指定管理者の募集	(公園街路課)	10
県営住宅の指定管理者の募集	(県営住宅課)	12
教育委員会			
旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者の募集	(教育庁文化財保護課)	13
福岡県青少年科学館の指定管理者の募集	(教育庁社会教育課)	15
福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者の募集	(教育庁体育スポーツ健康課)	16
福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者の募集	(教育庁体育スポーツ健康課)	18
福岡県立総合プールの指定管理者の募集	(教育庁体育スポーツ健康課)	19
福岡県馬術競技場の指定管理者の募集	(教育庁体育スポーツ健康課)	21

公 告

公告

大濠公園能楽堂の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
大濠公園能楽堂	福岡市中央区大濠公園1番5号

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のア～キのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過

しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 大濠公園能楽堂（以下「能楽堂」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 能楽堂における福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条の許可に関する業務

(3) 能楽堂における手数料の徴収に関する業務

(4) 能楽堂の施設及び設備の維持及び保守に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から能楽堂の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

(1) 4の(1)から(5)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

(2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。

(3) 能楽堂の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

(5) その他能楽堂の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出す

ること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成20年8月29日（金）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配付は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成20年8月11日（月）14時から

イ 場所

大濠公園能楽堂

7 その他

県は、指定管理者と能楽堂の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配付場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県新社会推進部県民文化スポーツ課文化班

電話 092 - 643 - 3382 ファクシミリ 092 - 643 - 3408

E-mail kenbun@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県身体障害者授産指導所の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県身体障害者授産指導所	福岡県大野城市曙町2丁目4番18号

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せ

られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

4 指定管理者が行う業務

- (1) 身体障害者の更生に必要な授産の実施に関する業務
- (2) 福岡県身体障害者授産指導所（以下「施設」という。）の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中から施設の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、施設を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- 事業計画書
- 法人の事業及び活動内容に関する書類
- 法人の財務状況に関する書類
- その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成20年7月16日（水）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで、（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、下記8にて行う。なお、募集要領については、ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載する。

(5) 説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催するので、応募予定者は参加すること。

ア 開催日時

平成20年7月31日（木）

午前10時00分～12時00分

イ 場所

福岡県身体障害者授産指導所会議室

7 その他

県は、指定管理者と施設の管理に関する協定を締結し、管理運営に要する経費は、利用料収入等をもって充てるものとし、詳細は、県と指定管理者が協議して定める。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部障害者福祉課企画管理係（行政棟南棟2階）

電話：092 - 643 - 3263

F A X：092 - 643 - 3304

E-mail：shogai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県平尾台自然観察センター	北九州市小倉南区平尾台1丁目4番40号

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算手続の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県平尾台自然観察センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。
ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成20年7月16日（水）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成20年8月1日（金）午前10時00分から

イ 場所

福岡県平尾台自然観察センター

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県環境部自然環境課自然公園係

電話 (092) 643-3369 ファクシミリ (092) 643-3357

公告

福岡県立四王寺県民の森の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立四王寺県民の森	糟屋郡宇美町、大野城市、太宰府市

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

- (3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立四王寺県民の森（以下「県民の森」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 県民の森の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から県民の森の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、県民の森の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。
- (4) その他県民の森の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続

- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の受付（提出）期間

平成20年7月16日（水）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成20年7月30日（水）午前10時00分から

イ 場所

福岡県立四王寺県民の森管理センター

7 その他

県は、指定管理者と県民の森の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県農林水産部林業振興課緑化係

電話092 - 643 - 3548 ファクシミリ092 - 643 - 3541

E-mail : rinshinko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立夜須高原記念の森の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立夜須高原記念の森	朝倉郡筑前町櫛木

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立夜須高原記念の森（以下「記念の森」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 記念の森の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から記念の森の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、記念の森の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。
- (4) その他記念の森の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の受付（提出）期間

平成20年7月16日（水）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を

除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時
平成20年7月30日（水）午後2時00分から

イ 場所
福岡県立夜須高原記念の森管理センター

7 その他

県は、指定管理者と記念の森の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県農林水産部林業振興課緑化係
 電話092 - 643 - 3548 ファクシミリ092 - 643 - 3541
 E-mail : rinshinko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県緑化センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地

福岡県緑化センター

久留米市田主丸町益生田1125番地

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

- (3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参

加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県緑化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の受付（提出）期間

平成20年7月16日（水）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

- (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日(金)まで(ただし、県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成20年7月29日(火) 午前10時00分から

イ 場所

福岡県緑化センター本館

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部林業振興課緑化係

電話092 - 643 - 3548 ファクシミリ092 - 643 - 3541

E-mail : rinshinko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県営東公園	福岡市博多区東公園

福岡県営西公園及び大濠公園 (大濠公園能楽堂を除く。)	福岡市中央区西公園、大濠公園
福岡県営名島運動公園	福岡市東区名島2丁目
福岡県営天神中央公園 (旧福岡県公会堂貴賓館を除く。)	福岡市中央区天神1丁目、西中洲
福岡県営春日公園	春日市原町3丁目

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件(グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件)をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法(平成17年法律第86号)等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過

しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 公園施設又は都市公園の一部の利用の許可に関する業務
- (2) 都市公園での行為の制限の許可に関する業務
- (3) 手数料の徴収に関する業務
- (4) 都市公園の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に都市公園の管理を行うことができると認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(5)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が都市公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成20年9月3日（水）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各公園ごとに、現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
福岡県営東公園	平成20年7月30日（水）午前10時00分から
福岡県営西公園及び大濠公園	平成20年7月29日（火）午前10時00分から
福岡県営名島運動公園	平成20年7月30日（水）午後2時00分から
福岡県営天神中央公園	平成20年7月31日（木）午前10時00分から
福岡県営春日公園	平成20年8月1日（金）午後2時00分から

7 その他

県は、指定管理者と各県営公園の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 福岡県建築都市部公園街路課管理係
 電話：(092) 643 - 3724
 F A X：(092) 643 - 3752
 E-mail：koen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

県営住宅の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
県営住宅	福岡市中央区鳥飼 2 丁目 8 外 227箇所

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)から(3)までの条件（グループで参加する場合は(1)から(4)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争

入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項及び第4項に規定する点検を、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項又は第3項に規定する1級建築士又は2級建築士にさせることができること。

(4) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 入居者の公募に関する業務
- (2) 県営住宅の入居の手續及び退去の手續に関する業務
- (3) 家賃及び使用料の収納に関する業務
- (4) 次に掲げる県営住宅及び共同施設等の維持管理に関する業務

ア 共益施設等管理業務（保守点検等）

イ 修繕業務

- (5) 駐車場の管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に県営住宅及び共同

施設の管理を行うことができると認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(6)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 県営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が県営住宅及び共同施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たすものであること。

6 指定の手續等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他の知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成20年8月18日（月）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。

募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の

休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成20年7月28日（月）午後2時00分から

イ 場所

福岡県吉塚合同庁舎401会議室（4階）

福岡市博多区吉塚本町13番50号

7 その他

県は、指定管理者と県営住宅の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部県営住宅課管理係

電話 (092) 643-3739 ファクシミリ (092) 643-3753

教育委員会

公告

重要文化財旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
重要文化財旧福岡県公会堂貴賓館	福岡市中央区西中洲6番29号

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をす

べて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

- (3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 重要文化財旧福岡県公会堂貴賓館（以下「貴賓館」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 貴賓館の施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に貴賓館の管理を行うことができると認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(3)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 貴賓館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他福岡県教育委員会が貴賓館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項をみたしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の受付（提出）期間

平成20年9月1日（月）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。

募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日は除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成20年7月31日（木） 午後1時00分から

イ 場所

重要文化財旧福岡県公会堂貴賓館

7 その他

県は、指定管理者と貴賓館の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁総務部文化財保護課管理係（行政棟南棟4階）

電話（092）643 - 3874 ファクシミリ（092）643 - 3878

電子メール kbunkazai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県青少年科学館の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県青少年科学館	久留米市東櫛原町1713番地

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をす

べて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再正手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合は各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県青少年科学館（以下「科学館」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 科学館の施設の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認めたる者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、科学館の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会が科学館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手續等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成20年9月1日（月）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成20年8月1日（金）午後3時00分から

イ 場所

福岡県青少年科学館

7 その他

県は、指定管理者と科学館の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育企画部社会教育課総務班（行政棟北棟4階）

電話（092）643 - 3886 ファクシミリ（092）643 - 3889

電子メール ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立久留米スポーツセンター	久留米市東櫛原町狩町173番地

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本応募への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立久留米スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成20年9月1日（月）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成20年8月6日(水) 午後2時00分から

イ 場所

福岡県立久留米スポーツセンター

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係 (行政棟南棟 4 階)

電話 092 - 643 - 3921 ファクシミリ 092 - 643 - 3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立スポーツ科学情報センター	福岡市博多区東平尾公園 2 丁目 1 番 4 号

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件(グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件)をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当す

る者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法(平成17年法律第86号)等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本応募への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立スポーツ科学情報センター(以下「センター」という。)の利用の許可に関する業務

(2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。
- 6 指定の手続
- (1) 申請
- 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。
- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類
- (2) 申請書等の提出期間
- 平成20年9月1日（月）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。
- (3) 指定管理者の指定
- 福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集要領
- 指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。
- (5) 説明会の開催
- ア 日時

平成20年8月5日（火） 午前10時00分から

イ 場所
福岡県立スポーツ科学情報センター

7 その他
県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先
〒812 - 8575 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）
電話 092 - 643 - 3921 ファクシミリ 092 - 643 - 3926
電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立総合プールの指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立総合プール	福岡市博多区東平尾公園2丁目1番3号

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当す

る者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本応募への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立総合プール（以下「プール」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の徴収に関する業務
- (3) プールの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からプールの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の

平等な利用が確保されるものであること。

- (2) 事業計画の内容が、プールの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会がプールの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成20年9月1日（月）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成20年8月5日（火） 午後2時00分から

イ 場所

福岡県立総合プール

7 その他

県は、指定管理者とプールの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟 4 階）

電話 092 - 643 - 3921 ファクシミリ 092 - 643 - 3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県馬術競技場の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年7月16日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県馬術競技場	古賀市筵内564番地

2 予定される指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を

得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合は各構成員は、本応募への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県馬術競技場（以下「馬術場」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) 馬術場の諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から馬術場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。

- (2) 事業計画の内容が、馬術場の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会が馬術場の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。
- 6 指定の手続
- (1) 申請
- 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。
- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類
- (2) 申請書等の提出期間
- 平成20年9月1日（月）から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。
- (3) 指定管理者の指定
- 福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集要領
- 指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成20年9月12日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。
- (5) 説明会の開催
- ア 日時
- 平成20年8月7日（木） 午後2時00分から
- イ 場所

福岡県馬術競技場

7 その他

県は、指定管理者と馬術場の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092 - 643 - 3921 ファクシミリ 092 - 643 - 3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp